



11月12日(土)～25日(金)は 「女性に対する暴力をなくす運動」期間です

内閣府男女共同参画推進本部においては、毎年11月12日から25日(女性に対する暴力撤廃国際日)までの2週間を「女性に対する暴力をなくす運動」期間と定めています。

令和4年度は「性暴力を、なくそう」をテーマに啓発活動を強化し、「あなたは一人ではない。相談をしてください」というメッセージを伝えます。

パートナーからの暴力、性犯罪・性暴力、ストーカー行為、売買春、人身取引、セクシュアル・ハラスメントなどの暴力は、女性の人権を著しく侵害するものです。

暴力をふるわれない、許さないという意識づくりを進め、誰もが安心・安全に暮らせるまちづくりを目指し、一人ひとりができることはなにか、この機会に考えてみませんか。

●問合せ はーとビュー

女性の人権ホットライン強化週間

☎0570-070-810 (相談は無料、秘密は厳守します)

●とき 11月18日(金)～24日(木)午前8時30分～午後7時

※19日(土)・20日(日)・23日(祝)は午前10時～午後5時

●内容 夫・パートナーからの暴力、職場でのいじめやセクシュアル・ハラスメント、ストーカーなど女性の人権問題

●問合せ 大阪法務局人権擁護部第三課(☎06-6942-9492)



パネル展

●とき 11月21日(月)～22日(火)午前9時～午後5時30分

※22日(火)は午後4時30分まで

●ところ 市役所1階市民ロビー



セミナー

「DVのない社会を作るために～知ることから始めよう～」

●とき 11月21日(月) 午後2時～

●ところ 市役所8階会議室

●講師 生魚かおりさん(特定非営利活動法人性暴力救援センター・大阪SACHICO)

●定員 20人(先着)

●保育 先着5人(1歳6カ月～就学前の子ども1人300円)、11月11日(金)までに直接、NPO法人子育て支援ぽけっと(☎268-2182、FAX284-7733)へ。

●申込み 11月18日(金)までに、はーとビューへ。

DVに関する相談

夫・パートナーとの関係で気になることや、怖いや感じるなど、どのようなことでも、一人で悩まず相談してください。

暴力は身体的な暴力だけではなく、精神的に追い詰めることや、金銭的暴力(お金を渡さないなど)、性的暴力(性行為の強要、避妊しないなど)

など、さまざまな暴力があります。

松原市配偶者暴力相談支援センターでは電話などによる相談を行っています(月～金曜日、午前9時～午後5時30分)。

はーとビューでは、月1日夜間・休日相談をしています(詳細は25ページ参照)。



素敵に生きよう

vol.78

※新型コロナウイルス感染症の状況により、イベントなどが中止または延期となる場合があります。実施の有無については、お問い合わせください。

直通電話の記載のない部署・閉庁時は市役所代表 ☎334-1550
消防署 ☎332-3104
福祉総務課(福祉係) ☎337-3116

未来のために、今始めよう! ゼロカーボンアクション ～vol.1 スマートムーブ編～

◎スマートムーブって?

出勤時や旅行時などに、自転車や徒歩、公共交通機関を積極的に利用し、CO2の排出量を減らす取り組みです。日々の「移動」を「エコ」に変え、健康で快適なライフスタイルを目指してみましょ。

◎スマートムーブの効果

(1人が1km移動する時のCO2排出量)

マイカー: 145g、バス: 66g、

鉄道: 20g、自転車や徒歩: 0g



◎自動車を運転するときは「ふんわりアクセル」

ガソリンを一番多く使うのは発進のときで、全体の約4割を占めます。

最初の5秒で20km/hを目安に、ふんわりとアクセルを踏むことを意識してみましょ。

燃費の改善のほか、アクセルとブレーキの踏み間違いの防止など、安全運転にもつながります。

●問合せ 環境予防課



ヒートショックという言葉をご存知でしょうか?

血液の動きには、循環によって全身に熱を均等に運ぶ役割があります。足湯や半身浴で体全体から汗が出るのはそのためです。

また、熱中症やお風呂に入った時など肌が普段より赤くなりますが、体表面にある毛細血管に血液が集中し、体を冷やそうと、車のラジエターの様な動きをします。逆に寒くなると、体表面の血液が体の中心に集まり体温を保とうとします。

これからの寒い時期には、いきなり熱いお風呂に入ると体の中心部にある血液が急に体表面に移動するため、体が順応できず、血圧が急変し体調不良を訴え心肺停止に陥る可能性もあります。これらの事をヒートショックといいます。

●問合せ 消防署



ヒートショックを防ぐには

- ①入浴前に脱衣場と浴室を温める
 - ②湯船につかる前にシャワーや掛け湯をする
 - ③湯温は、ぬるめとし、長湯を避ける
 - ④入浴前後にコップ1杯の水分補給
 - ⑤入浴前の飲酒や、食後すぐの入浴は控える
 - ⑥血圧が高い時は、入浴を控える
- これらがヒートショック対策です。

令和4年度住民税非課税世帯等に対する 価格高騰緊急支援給付金について

電力・ガス・食料品などの価格高騰による負担増を踏まえ、「電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金」として、令和4年度(令和3年分所得)の住民税均等割が非課税となる世帯に対して、新たに給付金(1世帯あたり5万円)が支給されることになりました。

今後のスケジュールや手続き方法など詳細内容を市ホームページなどで随時お知らせします。



●対象者①(令和4年度住民税均等割非課税世帯分)

基準日の令和4年9月30日に松原市に住民登録があり、世帯全員の令和4年度の住民税均等割が非課税の世帯。対象となる可能性のある世帯には、令和4年11月14日(月)以降順次、確認書または申請書を送付し、申請受付を行いますので、しばらくお待ちください。

●対象者②(家計急変世帯分)

①の他、予期せぬ事情で令和4年1月以降の家計が急変し、世帯全員が「住民税均等割非課税世帯」と同様の事情にあると認められる世帯。対象となる可能性のある人は、ご自身で申請が必要なため、市ホームページをご覧ください。

※①②ともに世帯員全員が令和4年度の住民税均等割が課税されている人の扶養親族となっている場合は対象外となります。

※①②いずれかに該当する場合に、1回限り受給できます。

●申請・受付期間

11月14日(月)～令和5年1月31日(火)

●申請・受付場所

市役所北別館1階 住民税非課税世帯等に対する価格高騰緊急支援給付金申請受付窓口

●給付額

1世帯につき5万円

●問合せ

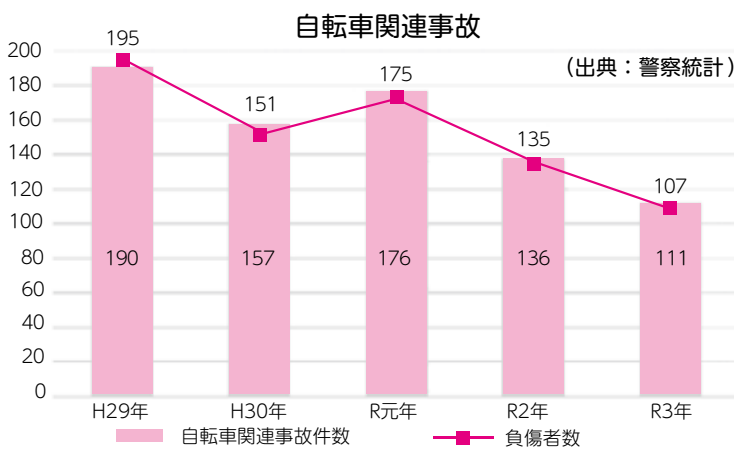
福祉総務課、松原市臨時特別給付金コールセンター(☎349-3201)

※ご注意

緊急支援給付金を装った「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください。DV被害者や児童福祉施設などに入所している児童等で他の市区町村から住民票を移さずに松原市にお住まいの人については、松原市で申請を受けることができる場合がありますので、ご相談ください。

市内では、減少傾向にあるものの、自転車関連による交通事故が年間100件を超えて発生しています。令和3年中の自転車関連事故は、交差点やその付近における事故が他の場所比べて多くなっています。通勤や通学など忙しい時間帯は、交通安全に対する意識が低下しがちです。いつもより少し早めの時間に出かけるなどし、心にゆとりを持った自転車利用をお願いします。

自動車、二輪車、自転車を運転する人は、交通ルール、マナーを守り、安心・安全な運転を心がけましょう。また、歩行者は特に夜間時や夕暮れ時の外出の際は、反射材を身につけるなどの対策を行い、交通事故に遭わないよう気をつけましょう。



交通ルール・マナーを守ろう

▼問合せ 市民協働課



「SCマンスリーまつばら」は、世界基準の安心・安全なまちづくりセーフコミュニティについて知っていただくための連載です。

自転車用ヘルメットを着用しましょう

自転車用ヘルメットを着用せずに自転車を運転し交通事故に遭った場合、頭部を受傷することが多く、死亡事故などの重大な事故につながります。自転車に乗る時は皆さんもヘルメットを着用するよう心がけてください。

市では、平成28年度から高齢者自転車用ヘルメットの購入費の一部を助成しています。自転車用ヘルメットは頭部を守るために必要なものですので、ヘルメットを着用し、交通ルール・マナーを守り、安心・安全な自転車利用に努めましょう。

【高齢者自転車用ヘルメットの購入費の一部助成】

- ▶対象 松原市に住所を有する65歳以上の人
- ▶助成費用 ヘルメット購入費の2分の1に相当する額(100円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額)ただし、上限2,000円
- ▶対象のヘルメット 一般財団法人製品安全協会が定める安全基準に適合しているもの(SGマークが貼付されているもの)もしくはその他同等の安全基準に適合しているもの
- ▶問合せ 市民協働課

- ・ヘルメット 命を守る 宝物
- ・ヘルメット かぶってまもる 自分の身
- ・万が一 事故にそなえて ヘルメット

- ①自転車は、車道が原則、歩道は例外
- ②車道は左側を通行
- ③歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- ④安全ルールを守る・飲酒運転・二人乗り・並進の禁止・夜間はライトを点灯・交差点での信号遵守と一時停止・安全確認
- ⑤子どもはヘルメットを着用